

事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）の一部改正案の  
新旧対照表

○平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号（事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2. 本告示に基づく報告</p> <p>事業者は、その取り扱う特定個人情報に関する番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、次のとおり報告するよう努める。</p> <p>(1) 報告の方法</p> <p>ア 個人番号又は特定個人情報の漏えいなど<b>の</b>事案の場合</p> <p><u>個人情報保護委員会に速やかに報告する。ただし、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第47条第1項に規定する認定個人情報保護団体の対象事業者である個人情報取扱事業者は、当該認定個人情報保護団体に報告する。</u></p> <p><u>上記にかかわらず、個人情報保護法第44条第1項に基づき個人情報保護法第40条第1項に規定する個人情報保護委員会の権限（報告徴収及び立入検査）が事業所管大臣に委任されている分野における事業者又は金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン若しくは医療関連分野における個人情報保護に関するガイダンス等の適用を受ける事業者の報告先等については、別途公表するところによる。</u></p> <p><u>これらの場合、報告を受けた報告先は、個人情報保護委員会</u></p>	<p>2. 本告示に基づく報告</p> <p>事業者は、その取り扱う特定個人情報に関する番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、次のとおり報告するよう努める。</p> <p>(1) 報告の方法</p> <p>ア 個人番号又は特定個人情報の漏えいなど<b>主務大臣のガイドライン等において報告対象となる</b>事案の場合</p> <p><u>事業者が個人情報取扱事業者(注1)に当たる場合、当該事業者は主務大臣のガイドライン等の規定に従って報告する。この場合、報告を受けた主務大臣等(注2)又は主務大臣のガイドライン等に従い主務大臣等への報告に代えて報告を受けた「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第37条第1項に規定する認定個人情報保護団体は、個人情報保護委員会にその旨通知する。</u></p> <p><u>なお、これらの場合、主務大臣等の求めにより個人情報取扱事業者が直接個人情報保護委員会へ報告しても差し支えない。</u></p> <p><u>(注1)個人情報取扱事業者以外の事業者が主務大臣のガイドライン等の規定に従う場合には、当該事業者を含む。</u></p> <p><u>(注2)主務大臣のガイドライン等に報告先として規定されている個人情報保護法第67条、「個人情報の保護に関する法</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="286 252 551 284"><u>にその旨通知する。</u></p> <p data-bbox="181 405 264 437">(削除)</p> <p data-bbox="226 660 1115 740"><u>イ 上記のほか</u>、個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案等の場合 個人情報保護委員会に速やかに報告する。</p> <p data-bbox="181 810 824 842">(2) 個人情報保護委員会への報告を要しない場合</p> <p data-bbox="197 865 1115 992"><u>従業員の数が 100 人以下の事業者 (注)</u> にあつては、次の全てに当てはまる場合は、個人情報保護委員会への報告を要しない <u>(2. (1) イの場合を除く。)</u>。</p> <p data-bbox="226 1015 1115 1449">① 影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合 (本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。) ② <u>実質的に外部</u> に漏えいしていないと判断される場合 ③ 事実関係の調査を了し、再発防止策を決定している場合 ④ 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」 (平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号。以下「規則」という。) 第 2 条に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他</p>	<p data-bbox="1317 252 2101 331"><u>律施行令」 (平成 15 年政令第 507 号) 第 11 条の規定により事務を処理する地方公共団体の長等を含む。</u></p> <p data-bbox="1205 405 2101 587">イ <u>個人情報取扱事業者以外の事業者又は主務大臣</u> が明らかでない <u>個人情報取扱事業者</u> における個人番号又は特定個人情報の漏えいなどの事案であつて、報告する <u>主務大臣等</u> を直ちに特定できない場合 個人情報保護委員会に速やかに報告する。</p> <p data-bbox="1205 660 2101 740">ウ <u>その他</u>、個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案等の場合 個人情報保護委員会に速やかに報告する。</p> <p data-bbox="1173 810 1816 842">(2) 個人情報保護委員会への報告を要しない場合</p> <p data-bbox="1173 865 2101 944"><u>個人情報取扱事業者以外の事業者</u> にあつては、次の全てに当てはまる場合は、個人情報保護委員会への報告を要しない。</p> <p data-bbox="1205 1015 2101 1449">① 影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合 (本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。) ② <u>外部</u> に漏えいしていないと判断される場合 ③ 事実関係の調査を了し、再発防止策を決定している場合 ④ 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」 (平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号。以下「規則」という。) 第 2 条に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他</p>

改正案	現行
<p>の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態（以下「重大事態」という。）に該当しない場合</p> <p><u>（注）個人番号利用事務実施者及び委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者を除く。</u></p> <p>3. 番号法 <u>第 29 条の 4</u> に規定する重大事態等に関する報告</p> <p>(1) 規則に基づく報告</p> <p>2 の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案のうち、重大事態に該当する事案については、事業者は、番号法 <u>第 29 条の 4</u> の規定に基づき、規則の規定に従って個人情報保護委員会に報告する必要がある。</p> <p>(2) （略）</p>	<p>の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態（以下「重大事態」という。）に該当しない場合</p> <p>3. 番号法 <u>第 28 条の 4</u> に規定する重大事態等に関する報告</p> <p>(1) 規則に基づく報告</p> <p>2 の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案のうち、重大事態に該当する事案については、事業者は、番号法 <u>第 28 条の 4</u> の規定に基づき、規則の規定に従って個人情報保護委員会に報告する必要がある。</p> <p>(2) （略）</p>